

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和4年8月19日(金)			
会議時間	開会	午前10時00分	閉会	午前10時54分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 沼倉 憲 二			
	委員 小岩 寿 一		委員 千葉 栄 生	
	委員 佐々木 久 助		委員 佐藤 浩	
	委員 武田 ユキ子		委員 千葉 幸 男	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 副委員長 佐藤 幸 淑			
事務局職員	熊谷局長補佐兼調査係長			
紹介議員	なし			
出席説明員	なし			
参 考 人	日本国民救援会岩手県本部 会長 水戸正男			
本日の会議に 付した事件	請願審査 請願第5号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再 審制度の速やかな改正を求める請願			
議事の経過	別紙のとおり			

一関市議会委員会条例第29条の規定により、ここに署名する。

委員長

総務常任委員会記録

令和4年8月19日

(開会 午前10時00分)

委員長 : ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の総務常任委員会を開会します。

佐藤幸淑委員より欠席の旨、届出がありました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりです。

請願第5号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願を議題といたします。

本日の審査に当たり、請願者であります日本国民救援会岩手県本部、会長の水戸正男様に参考人として出席いただいております。

水戸様におかれましては、お忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは本日の進め方を説明いたします。

本日は、参考人から請願についての御説明、御意見を述べていただき、その後、参考人への質疑を行います。

それでは早速ですが、水戸様から自己紹介いただき、請願についての御説明、御意見を述べていただきたいと思っております。

水戸様、よろしくお願いいたします。

参考人 : 本日は、私ども日本国民救援会の請願に対し、貴重な時間を割いていただき、ありがとうございます。

日本国民救援会は、戦前、野田醤油の弾圧犠牲者の救援活動をきっかけに、1928年に設立し、戦前ですから、治安維持法によって弾圧された人々の救援活動に奔走しました。

戦後は、日本国憲法と世界人権宣言を新たな指針とし、弾圧事件や冤罪事件など、人権と民主主義を守る運動体として活動しております。

岩手県では、戦後1970年代に発足し、今では11の支部がありまして、人権を守る地域のボランティアセンターと自負しながら活動しているところでございます。

請願の趣旨説明でございますが、表題にもあるように、冤罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求めるようとするものでございます。

地方自治法第99条の規定によって、議会の名をもって、国会と衆参両院議長へ意見書を上げていただきたいという請願でございます。

請願事項は、2点です。

1つ目は、再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。

2つ目は、再審開始決定に対する検察官の不服申立てができない制度に改正すること、この2点です。

今日、こちらのパンフレットを参考にして、これに沿って説明したいというように思

います。

この2ページに、再審のルールを作ろうと、請願と同じ趣旨が端的に述べられています。

罪を犯した人が、適正に処罰されることは、誰しも異論はございません。

しかし、万が一にも罪を犯していない人が犯罪者として裁かれると、無実の人が断罪されると、いわれのない刑罰を強いられると、こんなことがあってはならないと思います。

このような冤罪は、個人の自由や尊厳、生命などの基本的人権を奪う不正義が法律の名の下で行われることで、法律によって社会や人々を守っていく我が国の法治主義の信頼を損なうことにもなります。

誤った人が処罰されることは、取りも直さず真犯人が罪を免れるという、二重の過ちを意味することにもなります。

日本国憲法第13条、すべて国民は、個人として尊重されると。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とすると明記しています。

この法の下では、無実の人が処罰されることは許されず、再審請求があった場合に、冤罪被害者は速やかに、救済されなければなりません。

再審とは、冤罪から無実の人を救済するための最後の手段として、確定した裁判をもう一度やり直す制度です。

逆に、無罪が確定した人を再び、裁判にかけて罪を問うことは、不利益再審、憲法第39条によって禁止されています。

ということは、再審は無辜の人、無実の人を救済する手段としてのみ認められていることを示しております。

しかし我が国においては、再審は、開かずの扉と言われるほど、そのハードルが高く、冤罪被害者の救済が遅々として進まない状況にあります。

これは、各事件固有の問題ではなく、現在の再審制度が抱える構造的な問題にあります。

裁判のやり方を定めた法律、刑事訴訟法。

刑事訴訟法には、再審に関する19の条項がありますが、それを私たちは再審法と呼んでいます。

法学者も含めてそのように呼んでいるだけで、広辞苑を調べても再審法という法律はございません。

大切な再審については、わずか19条しか書かれておらず、どのような場合、どのような手続を経て再審が行われるのかというルールがないに等しい実情があります。

そのため、担当した裁判官次第で、裁判手続に不合理な格差が生じることや、再審を求める人が持つべき権利がはっきりしないなど、たくさん問題が生じています。

このため、再審に関する刑事訴訟法の規定、いわゆる再審法を充実させ、必要な手続や権利の保障を確かなものにするのが求められています。

3ページでは再審について書かれています。

日本の裁判制度は、三審制ですが、最終的に確定した有罪判決に疑いが生じたとき、裁判のやり直しをするのが再審という制度です。

誤って有罪になってしまった人を救済するための最後の手段です。

請願事項の一つである全ての証拠開示については、4ページと5ページで説明しています。

裁判は証拠に基づいて事実の認定を行います。

その証拠の大部分は、警察と検察が捜査権と税金、公金を使って集めたものです。

被告人や弁護士は、私人ですから、それらの証拠を対等に利用できなければ、公正な裁判を戦うことは困難です。

検察官は、有罪を立証するための証拠を提出すればよいと考えて、被告人に有利な無罪の方向の証拠は提出しないでよいという態度を取ってきました。

また裁判所も、検察に証拠を強制的に提出させる法的な根拠はないとしてきました。

2005年の改正刑事訴訟法で導入された公判前整理手続、これによって不十分ながら、弁護側が証拠の開示を求める法的な根拠が示され、また検察官に対し、手元にある証拠の一覧表を請求することまで認められるようになりました。

しかし、これまでの冤罪事件のほとんどにおいて、検察や警察が無罪方向の証拠を公判に出さず、隠し続けていたことが暴かれております。

こうした証拠隠しこそ、誤った判決の最大要因の一つです。

被告人に有利なものも不利なものも、全て証拠を明らかにしなければ、事実を正確に認定することはできません。

冤罪をなくすためには、証拠を全て開示させる制度が欠かせないことは明らかです。

再審で新たな証拠によって無罪となった新しい判例を一つ申し上げますと、2003年5月に滋賀県の湖東記念病院、ここで入院中の患者Aさん、当時72歳が、心肺停止状態で発見され、間もなく死亡しました。

看護助手の　　さん当時23歳が、人工呼吸器を抜いたとして逮捕起訴され、2005年に有罪2007年に最高裁判所で殺人罪、懲役12年が確定しました。

さんは2010年、獄中から再審請求しましたが、翌年に棄却されます。

2012年に2回目の再審請求をすると、2017年、大阪高等裁判所が再審つまり裁判のやり直しを決定しました。

検察が不服を申し立てましたが、2019年3月、最高裁判所がようやく再審を認め、大津地方裁判所は、そのやり直し裁判で、2020年3月31日に無罪を言い渡し、無罪確定されました。

有罪が確定してから13年の歳月を経て、ようやく無罪となりました。

この事件は目撃者が存在しないで、　　さんの自白、これだけが証拠になったのです。

これも、無罪を裁判長が言い渡す過程の中で、取調べの若い警官が恋心を抱いたかのように装い、自分がやったと言えば恋も実り、解決するか誘導尋問で調書を仕上げ殺人を自白したと、犯罪を作り上げた。

こういう証拠しかなくて、だから再審裁判で裁判官が無罪とした理由に、自白は客観的な証拠と矛盾し信用できないと。

このような自白は、警察官の脅迫や利益誘導などの取調べによるものであって、自白の任意性を指摘しました。

死因についても、致死的不整脈、あるいは遷延性低酸素状態による窒息死の可能性があり、事件性は認められないとしました。

解剖医が、たん詰まりの可能性があったとした捜査報告書が、さんの逮捕前に作成されていたと。

これも証拠の全面開示の中で明らかになりました。

再審無罪を言い渡した大津地方裁判所の大西裁判長は、説諭という特別な発言をするわけです。

この中で、このような証拠が事件当初から明らかにされていれば、さんは逮捕起訴されることはなかったかもしれないと。

刑事、司法、警察関係者は、この事件を教訓にして、刑事、司法の改善に結びつけなければならないと述べました。

説諭ですから論じたということになります。

6 ページ、7 ページでは、請願事項 2 つ目の再審開始決定に対する検察官の不服申立てができない制度改正について述べています。

ここでも袴田事件というのが、出されています。

これはNHKなども含めてドキュメントとして放映もされて、御存じの方も多いかと思いますが、少し付け加えたいと思います。

1966 年 6 月、静岡県清水市でみそ製造会社の専務宅から出火し、焼け跡から一家 4 人の他殺体が発見され、従業員だったさん当時 30 歳が逮捕され、異常な長時間の取調べで自白させられました。

一審の静岡地方裁判所で死刑判決、控訴も上告も棄却され、死刑が確定しました。

第 2 次再審請求で 600 点の証拠開示がなされ、その結果、捜査機関による証拠の捏造が明らかになり、2014 年 3 月の静岡地裁は再審開始を決定しました。

証拠とされた赤い血痕のついた衣類は、DNA 鑑定で、本人のものではないこと、また弁護団の実験で 1 年 2 か月もみそ漬けされた犯行着衣は、みそ色に染まって、血痕は黒褐色に変化するという実験報告書を裁判所は重視して、村山裁判長は死刑及び拘置の執行をこれ以上放置することは、耐え難いほど正義に反すると釈放しました。

ところが 2018 年 6 月、検察の即時抗告で東京高等裁判所は静岡地方裁判所の再審決定を取り消し、再審請求を棄却しました。

さん側は最高裁判所に控訴し、2020 年 12 月、最高裁判所は高等裁判所の判断に法的誤りがあるとして、審理を東京高等裁判所に差し戻す決定をしました。

最高裁判所では 5 人の判事のうち 2 人が、差し戻すのではなく再審開始を直ちにやるべきだとする意見が付記されています。

再審決定から 8 年たっても再審が開かれず、さんは今でも死刑囚のまま 85 歳になります。

鹿児島県、大崎事件についても書かれています。

1979 年鹿児島県の大崎町で、さんの義理の弟が牛小屋の堆肥の中から発見されて、警察は殺人罪としてさんを含めて 4 人を逮捕しました。

さんは最初から今日まで私はやっていないと述べて、結局これは殺人ではなく、科学的にも泥酔した中で亡くなったことが立証されながら、裁判で戦われていますけれ

ども、鹿児島地方裁判所、福岡高等裁判所、やはり再審決定はなされたけれども、いずれも検察官の、抗告などで裁判が行われぬまま、この さんも今 95 歳という状況にあります。

再審開始決定に対して、検察が上訴して、取消しを申し立てるのは、いたずらに裁判を長引かせ、無実の人を苦しめることにしかかっていません。

このように現状の再審手続は再審を求める人たちに極めて不利にできています。

再審開始決定を獲得するには、通常の裁判で無罪判決を見るよりもはるかに多大な労力と長い年月がかかっています。

再審の請求審では、証拠開示は誠に重要な意味を持ちます。

再審を開始する必要があると裁判所に認めさせるためには、確定審までに提出されなかった新しい証拠によって無罪を立証しなければならないという規定があるからです。

しかし、全ての証拠を握っている検察官は、有罪を覆すおそれのある証拠を進んで提出しようとはしません。

確定審までに開示されていなかった証拠を検察に開示させるための法律は、再審において特に重要です。

再審開始決定があっても、それだけで請求人が無罪になるわけではありません。

再審が 2 段階に分かれているわけです。

有罪、無罪は再審請求審ではなく、その後の再審公判で判断されます。

仮に、検察官が再審開始決定に対する不満があれば、この再審公判で主張できます。

したがって再審開始決定自体に不服申立てを認める必要はありません。

再審決定をした裁判所の決定を、やはり公的な検察が認めると、そういう立場に立つことを法律上も明確にすべきだという点でございます。

パンフレットはこのほかに、3 つ目として再審における手続の整備を挙げていますが、これは今回の請願事項には入れておりません。

日本弁護士連合会も、2019 年に、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、国に対し、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止を求めています。

これを含む再審法の改正を速やかに行うよう求めると決議しています。

私たちの請願もこれと合致しています。

このことを御理解いただきたいと存じます。

以上、説明させていただきました。

委員長 : 水戸様におかれましては大変ありがとうございました。

それでは参考人に対する質疑を行います。

発言の際は、挙手の上、委員長が指名した後に、発言をお願いします。

千葉栄生委員。

千葉(栄)委員 : 私から 1 点お聞きします。

説明をいただいた中で、被告人というか、被害者というか、そういう方々の権利がないと。

自分の権利を保てないという実情があることは十分理解いたしました。

その中で、やはり他市町、県においても、この請願に関して、意見書を上げようという動きも盛んに起きているという報告もあります。

その中で、やはり皆さんが取り組んでいることを、行政なり、私たち市民も含めて、運動を広げていただきたいと、私も思っております。

この請願の趣旨について、私は理解しておりますが、この「全面的開示」とか「できないように」という厳しい言葉になった経緯、経過を教えていただきたいと思います。

委員長：参考人。

参考人：当然、法律的な用語になったりするのですが、検察が既に持っている証拠は、通常審と違って再審で罪の疑いがないと主張している人を取り上げてやりますから、そうすると警察の持っている全ての証拠を出してください、明らかにしてくださいという表現を「開示せよ」と、このように述べています。

それから、再審を決めるというのは、裁判長も勇気のいることだと思うのです。

高等裁判所あるいは最高裁判所で決まったものを議論して、調査して、その裁判長も納得して再審を開始しましょうと言うわけですからものすごく勇気がいります。

昔はよく退職間際の裁判長が勇気を持ってそういうことをしました。

裁判官といってもやはり出世のコースがあると言われますから、そういうことはあまり頭に入れないと。

今はそうではなく、結構若い裁判長も、先ほどの湖東記念病院の事件などは裁定を下してはおります。

だから、せっかく裁判長が出した決定を、簡単に異議ありと検察が出すのではなくて、これだとすぐまた逆戻りしますから、そうではなく、やるのだったらそれは再審の裁判を行って、そこで議論すればいいのではないかと。

再審に行く前に、駄目だとやるわけです。

全部それで、長引くわけです。

もう40何年間ぐらいずっとそういう状況にあるという人もいます。

だから、そういうことについて日本弁護士連合会は禁止と言っており、私たちは、中止させろというように少し表現は柔らかくしていますが、日本弁護士連合会では、はっきり禁止せよと述べています。

趣旨は同じです。

御存じかもしれませんが、岩手県内では北上市議会、花巻市議会、八幡平市議会、滝沢市議会と岩手県議会、住田町議会で請願を採択していただいて、総理大臣、衆参両院議長、法務大臣に、議会の名をもって意見書を上げていただきました。

ほかに、2つの市と町の議会では採決に至らなかったというところも、もちろんございます。

委員長：武田委員。

武田委員：これまで深く立ち入ったことがないというか、伺ったことがなく、新聞の報道で、あるいはテレビなどで大きな問題だという大ざっぱな感触しか持っていなかったものですから、改めて皆様方の活動なさってることを目の当たりにして、私の人生にとってもかなり大きな出来事でございます。

そういう中で、全く初歩的なことをお尋ねして恐縮ですが、無実の罪、冤罪という形で、日本でかなりの方々が大変な思いをなさっているとは承知しておりますが、何が大きな根本として、冤罪というものが生まれるのか。

やはりこのことがとても大事だと思いますが、冤罪を生まないというか、そういうあたりが議論されるべきなのかなと。

議論はなさっているとは思いますが、冤罪が生まれる事例があれば、お知らせ願います。

委員長：参考人。

参考人：大変大事な御指摘をいただいたと思います。

かつて、私どもこの2つの請願事項の前に、もう一つ、自白の強要をやめよと求めていました。

岩手県でも、冤罪事件までは行かなかったけれども、あなたが物を取ったのではないかと1日中責め立てられて、やったといえば帰しますと。

早くやったと言いなさいと。

でも、この人は最後まで頑張って私はやっていませんと言って、帰されるわけですよ。

帰させるけれど、いまだにその人は犯人扱いになっているわけです。

書類上、それから消してくださいと弁護士を通じてやっていますけれど、消えないというようなことがあります。

そういう自白の強要、ただこれは憲法できちん強要した自白は証拠になりませんと定めているのです。

憲法ではっきり定めているものを、私どもが請願するというのはおかしいので、本来は憲法をきちんと守るべきだと、だからこれはもう司法制度そのものが、そういう立場にきちんと立つべきだと。

あともう一つ説明を落としたのは、日本が特にこの再審の問題で法体系上遅れているということです。

刑事訴訟法のうち、再審に関わるものは19の条項があります。

日本の法律体系はドイツをモデルとしてやってきたのです。

大正時代にできた法律は、この条項が全く変えられないまま、今も残っています。

なぜ残ったかという、戦後に憲法をつくるとか、ドイツ方式ではなく米英方式の民法をつくるなどの過程で、とても間に合わなくてできなかったと、後で後悔しているという学者の発言などもありました。

ところが、そのドイツでさえ、これは現代にふさわしくないということで1964年、58年前にやめているのです。

再審決定が出たら、検察はそれに抗告することを禁止するという条項がドイツではき

ちんに入ったのです。

日本はそれが入っていないのです。

法律のルーツとなったドイツでさえ変わっているのですから、日本でもその法体系を変えなさいという、法的な根拠で言えば、検察の再審決定に対する申立ては駄目だということを法律できちんと位置づけるべきだと。

ドイツでさえ変わっているのだから、日本でもやるべきですということも私たちは付け加えて、いろいろ質問があった際に述べています。

そういうところまでやらないと、冤罪というのはなくならないなと思います。

委員長：武田委員。

武田委員：お話を聞きますと、私ども全くの素人でもそうあるべきではないかという感触です。

例えば裁判員制度など制度が変わってきているときに、この請願事項、これらはどこまできちんとした議論をして、お互いに何かやりとりをした結果、いまだに変わらないとか、やりとりする場がないとか、その状況はどうなのですか。

委員長：参考人。

参考人：皆さんも御存じだと思いますが、厚生労働省事務次官の　　さんという人が逮捕されたわけです。

郵便のシステムをごまかした、実際は検察官2人がそれをやっていたのです。

だから検察官といえども、全部正しいというわけではなく、このことがあって、やはり再審法あるいは刑事訴訟法については見直して改善すべきだとする議論があって、したがって自白の強要などもしては駄目だとあるので、全部可視化するということで、録音、録画すると。

裁判員制度が導入されて、裁判員にそれを見せることなどもやっていますが、これも不十分な点がありまして、経過ではなく、最後の自白したところだけを裁判員に見せますから、裁判員が、やはり自白したのだと、こういう形で納得して、刑罰に賛成するということがありますけれども、ただ、そういう議論がされていたのです。

ところが法制審議会ですらに引き継いでやろうと言ったのですが、そのとき1回だけで、あとはずっとやっていないのです。

だから、新たな改正が必要だということは大分認識しているし、法務省の担当者もそういうところまできていると思うのですが、まだそれが開かれていない。

それが開かれるまで、冤罪被害者は待っていると。

そうではなく、やはり早く改正しようという機運が一旦はあったのですから、そこまで今回押し上げていこうということで、日本弁護士連合会もそういう決定をしていますから、私どもも運動していこうと。

地方議会の皆さんの力も借りて、地方からも声を上げようということで、はせ参じて来たところでございます。

委員長：武田委員。

武田委員：大変恐縮なお話をしますが、冤罪で大変な方の立ち位置に立った法制度の見直しというものを、今求められて、それをどうしようかという話になっております。

私は相対的なものを全て議論していただくというのが、法制度上の被害者もいるわけですから、被害者があれば、加害者もあり、いろいろな立ち位置の方々が御苦労されて、今日があるわけです。

その全体的なものを議論していかないと、こういったものを一つ一つ上げていってこれやれあれやれというのはどんなものかなという漠然とした不安がございます。

私はきつい話をしたりする人間で、皆様方に大変恐縮ですが、皆さん方は、この冤罪被害者の方々を救うために、本当に一生懸命になっていただいておりますが、その冤罪被害者であるに違いないというようにして支援をされる、その根底はどこにあるのですか。

委員長：参考人。

参考人：裁判で罰が確定して、私はやっていないと言う人がいれば全部、冤罪として私たちが対応するというものではありません。

やはり、反社会的な人かどうかとか、あるいは事件の背景とか、あるいは家族がどのように思っているとか、私どもだけではなく協力している弁護士もたくさんいますから、弁護士などにも入っていただいて議論した上で、これはやはり本人が言っているとおりだと、あるいは、獄中から無罪だと叫んで何回も手紙が来るけれども、これはどうもおかしいとなれば、私たちは支援できませんというように明確にしています。

例えば岩手県で起きた場合でも、岩手県だけではなく、冤罪被害者の支援となりますと全国的な運動になりますから、全国の人知を結集して議論して判定する、判定会議というのがあります。

だから、今、全国の国民救援会としては20件抱えてやっていると、そのほかにもありますけれども、確定してやっているのはそれだということで、あまり当たり外れはないと確信をもってやっているところです。

大体これまでやってきたのは、最後は無罪を勝ち取るというところまでいくし、残念ながら監獄の中で、無罪を訴えながら、余命を失ってしまう方もあります。

ただ、その場合も遺族が引き継ぎますから、引き継いでやっている場合もあります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤(浩)委員：一つお伺いしたいのが、「冤罪被害者を一刻も早く救済するため」という題目は、全部の請願に付けているのですか。

委員長：参考人。

参考人 : 全国、大体こういうパターンで請願しております。

委員長 : 佐藤浩委員。

佐藤(浩)委員: そうすると、例えばここで言っているように、政府でも刑事訴訟法の改正をやっていると、附則で検討しようという中身の中で、政府の改正の中では冤罪被害者という表現は使っていないですね。

そういうことになると、あくまでも再審制度そのものの中身、ここでは二つですけども、頭にもう再審するのは、全部冤罪被害者だということになってしまうのかなど。

再審請求するということは、そういうことでの解釈になってしまうかなと思いますけれども、その辺について、会のほうでは何かお考えはないのですか。

あくまでも再審制度を充実してほしいという題目にならない理由は何かあるのですか。

委員長 : 参考人。

参考人 : 再審制度に、この二つの項目をきちんと入れることができればそれでオーケーということになりますので、ここで述べているのは、冤罪被害者がどういう状況にあるのかと一刻も早く救ってやらなければならないと、私どものヒューマニズム的な立場でこうした表現になっています。

あまり私も異論を感じずにやってきたところでございます。

委員長 : 佐藤浩委員。

佐藤(浩)委員: いずれ2016年、刑事訴訟法の改正の中の附則にも、政府側とすればそういったものを検討すべきだという内容が入っているということで、現在は検討しているということになりますよね。

委員長 : 参考人。

参考人 : 検討しようというようになってはいますが、今の法務省の姿勢は、そうはなっていません。

岩手県議会でもこの請願を審議しているときに、法務省に問い合わせた結果、まだ法務省ではそういう状況に至っていませんと、だからこれを上げて、すぐ行くかどうかというようなことを、県の担当者が述べているのを私も聞きました。

だからと言って私たちは諦めるのではなく、だからこそ国民的な世論を作っていくべきだというのがありますし、国会の中にも、いや、国会議員ほど冤罪の問題はよく分かっていますよという話をされた議員もおります。

だから本当にこれは難しいという感じがします。

しかし、だからと言って避けるわけにはいかない、本当に、ヒューマニズムの立場からも接近して、解決していかなければならないというように思っております。

委員長 : そのほか、質疑の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で、参考人に対する質疑を終了いたします。
水戸様におかれましては、本日はお忙しい中、ありがとうございました。
暫時休憩します。

(休憩 10:48～10:51)

委員長 : 再開します。

請願第5号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願について、これより意見交換を行います。

意見のある方は挙手の上、発言願います。

佐藤浩委員。

佐藤(浩)委員: 前回の審査でも発言しておりますが、本請願については、総務常任委員会の委員が全員参加の下で採決をしてほしいと申し述べております。

本日、副委員長が欠席されておりますので、いずれ次期の議会までに審査を終了すればいいのかなと思いますので、本日は採決しないでほしいと。

全員そろった中での採決をお願いしたいと思います。

委員長 : そのほか意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ただいま佐藤浩委員より、全委員が出席の下で採決するというので、本日は欠席者がおりますので、次回以降に採決を延ばしてはどうかという提案がありましたが、そのように取り進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 御異議ございませんので、本日は採決をしないということで決定したいと思います。

本日の請願審査はこの程度として、次回の日程についてお諮りしたいと思います。

今のところ、予定されております本会議が8月24日、8月30日、9月5日となっておりますが、この日程を踏まえながら、改めて委員会の開催日を決めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 御異議ありませんので、さよう決定しました。

以上で、請願第5号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願について、本日の審査を終わります。

続きまして、その他に入ります。

その他についてですが、総務常任委員会の行政視察については、いまだ新型コロナウイルス感染症の感染収束が見込めませんので、この件につきましても、次回以降改めて意見交換したいと思います。

これについては、このとおり進めることで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 御異議ありませんので、さよう決定しました。

そのほか、皆さんから何かありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で本日の委員会を終了します。

御苦労さまでした。

(閉会 午前10時54分)